

# 倫理法・倫理規程セルフチェックシート

## (課長補佐級以上職員用④ 解答・解説)

答合わせの際は、それぞれの解説もお読みください。

解説の中で、「法」とは国家公務員倫理法を、「規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

国家公務員倫理審査会から配付している倫理教本やホームページに掲載している国家公務員倫理規程解説なども参考にしてください。

番号	正解	解 説
1	×	<p>法第2条第2項において「本省課長補佐級以上の職員」は、行政職俸給表(一)5級以上の職員などと定義づけられており、当該職員に該当する者は、本省勤務、地方支分部局勤務の別なく、贈与等の報告制度の対象となります。</p> <p>株取引や所得等の報告制度も同様の考え方で、指定職俸給表の適用を受ける職員などと定義づけられており、本省勤務、地方支分部局勤務の別はなく、報告制度の対象となります。(法第2条第3項及び第4項)</p>
2	×	<p>立入検査、監査、監察(以下「検査等」という。)については、その性格上、検査等を実施する側と受ける側との間の癒着は厳に慎み、厳正に行われるべきものであると考えられます。</p> <p>当該検査等を現に受けている場合はもちろんのこと、年度の実施計画等により検査等を行うことが明らかとなっている場合についても、両者の接触はその態様によっては、検査等の日程を教えているのではないかと等といった国民の疑惑や不信を招くおそれがあるため、法令上検査等の対象となっている者は利害関係者とし、検査等の実施に携わる職員が接触することを規制することとしています。(規程第2条第1項第3号)</p>
3	○	<p>贈与等の報告を行うべき場合としては、事業者等から5千円を超える「金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受けたとき」と、事業者等から「事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として規程で定める報酬の支払を受けたとき」とされています。(法第6条第1項)</p> <p>宝くじの当選金は私的な経済行為の結果として一般の者にも給付されるようなもので、「財産上の利益の供与」には該当しないことから、贈与等報告の必要はないと解しています。</p>
4	×	<p>「私的な関係」とは、職員としての身分にかかわらない関係と定義されており(規程第4条第1項)、親族関係や学生時代の友人など職員となる前からの関係がある者のほか、職員となった後に地域活動を通じて知り合った者なども私的な関係に該当します。</p> <p>したがって、本問のように、職務を通じて知り合った者については、私的な関係には該当しません。</p>
5	×	<p>管理職の立場にある職員は、部下に倫理法等に違反する行為を行った疑いがある場合には、黙認(何らの対応も取らないこと)をしてはならないとされています。(規程第7条第3項)</p> <p>これは、組織ぐるみで違反行為が拡大し、重大化するというような事案が発生したことを踏まえ、これを適切に抑止し得る措置を講ずる必要があることから、職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等を禁止することを目的として規定されたものです。</p> <p>したがって、本問のような場合には、部下に指導するとともに速やかに倫理監督官に報告するなど、何らかの対応をしなければなりません。</p>

6	×	<p>贈与等を受領した時に本省課長補佐級以上の職員であった場合は報告の対象となるものであり、四半期の期間のすべてを通じて本省課長補佐級以上の職員であった場合に限定されてはいません。</p>
7	○	<p>利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をしようとする場合には、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならないこととしています(規程第9条第1項)。よって、利害関係者に該当しない事業者等からの依頼の場合には、同項の規定は適用されません。</p> <p>また、本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から5千円を超える報酬を受けた場合に、贈与等報告書を提出しなければなりません(法第6条第1項)、利害関係者に該当しない事業者等から支払いを受けた講演等の報酬については、当該講演の内容が職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関するものである場合に限り、提出が必要となります。(規程第11条第1項第2号)</p>
8	×	<p>出向元での研究内容に関するものであっても、原稿作成時においては、出向者にとって出向元企業は利害関係者に当たります。</p> <p>本問のように、利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬については、講演等の内容が職務に関するものであるか否かを問わず、報告を行うべきこととなっています。(規程第11条第1項第1号)</p>
9	○	<p>利害関係者の費用負担によらず利害関係者と共に飲食をする場合において、自分の飲食に要する費用が1万円を超える場合は倫理監督官へ事前に届け出なければならないとされています(規程第8条)、多数の者(20名程度以上)が出席する立食パーティーにおける飲食については、規程上、利害関係者から飲食物の提供を受けることが、金額にかかわらず自由となっている(規程第3条第2項第6号)ことから、届出の対象から除外しています。(規程第8条第1号)</p>
10	×	<p>利害関係者の費用負担によらず利害関係者と共に飲食をする場合において、自分の飲食に要する費用が1万円を超える場合は倫理監督官へ事前に届け出なければならないとされています(規程第8条)、私的な関係がある利害関係者と共に飲食する場合であって、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者で利害関係者でない者が負担するときは、届出の対象から除外しています。(規程第8条第2号)</p> <p>ただし、本省課長補佐級以上の職員は、「事業者等」から5千円を超える金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受けたとき、贈与等報告書を提出する必要があります。(法第6条第1項)</p> <p>利害関係者に該当するか否かを問いませんので、利害関係者以外の事業者等から贈与や供応接待を受けた場合も、贈与等報告書を提出しなければなりません。</p>